

第五十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十一年十一月三十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君 理事 奥野 誠亮君

理事 渡海元三郎君 理事 中島 茂喜君

理事 和爾俊二郎君 理事 秋山 徳雄君

理事 華山 親義君 理事 細谷 治嘉君

理事 大西 正男君 理事 龜山 孝一君

理事 久保田四次君 理事 中馬 辰猪君

理事 田村 良平君 理事 永山 忠則君

理事 登坂重次郎君 理事 村山 達雄君

理事 藤田 義光君 理事 山崎 巖君

理事 森下 元晴君 理事 久保田鶴松君

理事 井手 以誠君 理事 重盛 寿治君

理事 阪上安太郎君 理事 安井 吉典君

理事 島上善五郎君 理事 吉田 賢一君

理事 門司 亮君

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

固定資産税等に関する小委員

大石 八治君 奥野 誠亮君

龜山 孝一君 渡海元三郎君

中島 茂喜君 和爾俊二郎君

秋山 徳雄君 細谷 治嘉君

安井 吉典君 門司 亮君

固定資産税等に関する小委員長

渡海元三郎君

交通安全対策に関する小委員

大石 八治君 大西 正男君

龜山 孝一君 小山 省二君

白濱 仁吉君 和爾俊二郎君

秋山 徳雄君 阪上安太郎君

重盛 寿治君 門司 亮君

交通安全対策に関する小委員長

消防に関する小委員

大石 八治君 龜山 孝一君

奥野 誠亮君 大西 正男君

福田 繁芳君 龜山 孝一君

華山 親義君 和爾俊二郎君

安井 吉典君 細谷 治嘉君

吉田 賢一君

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)午前十時五十分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君 理事 奥野 誠亮君

理事 渡海元三郎君 理事 中島 茂喜君

理事 大西 正男君 理事 龜山 孝一君

理事 白濱 仁吉君 理事 久保田鶴松君

理事 永山 忠則君 理事 重盛 寿治君

理事 福田 繁芳君 理事 安井 吉典君

理事 村山 達雄君 理事 吉田 賢一君

出席政府委員

自治 大臣 藤枝 泉介君

警視 總監 鈴木 光一君

自治 事務次官 伊東 隆治君

自治 事務官 宮澤 弘君

自治 事務官 長野 士郎君

自治 事務官 降矢 敬義君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

自治 事務官 細郷 道一君

委員外の出席者

消防庁長官 佐久間 彌君

自治 事務官 山本 悟君

自治 事務官 横手 正君

自治 事務官 川合 武君

自治 事務官 滋君

自治 事務官 滋君

自治 事務官 滋君

自治 事務官 滋君

十二月七日

委員村山達雄君辞任につき、その補欠として橋本登美三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日十七日

委員田村良平君及び永山忠則君辞任につき、その補欠として今松治郎君及び江崎真澄君が議長の名で委員に選任された。

同日十八日

委員今松治郎君及び江崎真澄君辞任につき、その補欠として田村良平君及び永山忠則君が議長の名で委員に選任された。

同日十九日

委員久保田四次君、田村良平君、中馬辰猪君、登坂重次郎君、藤田義光君、森下元晴君及び龜山孝一君辞任につき、その補欠として福田繁芳君、大平正芳君、村山達雄君、白濱仁吉君、小笠公昭君、小山省二君及び坂田英一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君、大平正芳君、小山省二君、坂田英一君、白濱仁吉君、福田繁芳君及び村山達雄君辞任につき、その補欠として藤田義光君、

田村良平君、森下元晴君、龜山孝一君、登坂重次郎君、久保田四次君及び中馬辰猪君が議長の名で委員に選任された。

十一月三十日

都道府県合併特例法案(内閣提出、第五十一回国会附法第一四七号)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、第五十一回国会附法第四号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、第五十一回国会附法第五号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、第五十一回国会附法第四〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出、第五十一回国会附法第四五号)

十二月十八日

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(辻武寿君外六名提出、参法第一号)(予)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(辻武寿君外六名提出、参法第二号)(予)

同日九日

地方公務員給与改定実施に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第二〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二三三三)

同(増田甲子七君紹介)(第二三三三)

同(小川平二君紹介)(第一四六六)

同(吉川久衛君紹介)(第一四七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一四八号)

地方公務員等共済組合の制度改善に関する請願

(唐澤俊樹君紹介)(第二四号) 同(小坂善太郎君紹介)(第二五号) 同(羽田武嗣郎君紹介)(第二六号) 同(増田甲子七君紹介)(第二七号) 同(小川平二君紹介)(第一四九号) 同(吉川久衛君紹介)(第一五〇号) 同(倉石忠雄君紹介)(第一五一号) 同月十四日 地方公務員給与改定実施に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一〇号) 同(中澤茂一君紹介)(第四一一号) 同(松平忠久君紹介)(第四一二号) 地方公務員等共済組合の制度改善に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一三号) 同(中澤茂一君紹介)(第四一四号) 同(松平忠久君紹介)(第四一五号) 同月十六日 全国重機建設協同組合の防災重機械集団化に関する請願(金丸信君紹介)(第一〇六〇号) 同月十七日 戦傷病者に対する地方税の減免に関する請願(砂田重民君紹介)(第一二六三号) 地方公務員給与改定実施に関する請願(下平正一君紹介)(第一三一九号) 同(原茂君紹介)(第一三二〇号) 地方公務員等共済組合の制度改善に関する請願(下平正一君紹介)(第一三二一号) 同(原茂君紹介)(第一三二二号) 同月十八日 小選挙区制反対に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一三三八号) 同(柳田秀一君紹介)(第一四一五号) 同(加藤進君紹介)(第一四五〇号) 同(谷口善太郎君紹介)(第一四五一号) 同(林百郎君紹介)(第一四五二号) は本委員会に付託された。 十二月八日 地方公共団体等共済組合法の制度改善に関する陳情書外一件(福井県議会議長山本治外一名)	(第三号) 町村財政の健全化に関する陳情書外二件(高知市市街町一〇七の八四四地区町村議会議長会長古川清美外二名)(第一四四号) 地方公務員の給与改定に伴う財源措置に関する陳情書外五十三件(滝川市議会議長中島正雄外百十一名)(第一五三号) 町村行政水準の引上げ等に関する陳情書(大津市市街町四の三の八滋賀県町村会長樋口恒雄外五名)(第一六三号) 町村財政の確立等に関する陳情書(金沢市本多町三の二の二五石川県町村議会議長中川石雄)(第一七号) 地方自治法等の改正に関する陳情書(全国都道府県議会議長会長長久保義典議長橋本繁蔵)(第一八号) 地方自治法第九六条の規定による政令の基準価格改定に関する陳情書(高知市市街町一〇七の八四四地区町村議会議長会長古川清美)(第一九号) 警察官の定員増加に関する陳情書(奈良県議会議長中谷義成)(第二〇号) 交通安全対策のための地方財源確保に関する陳情書外二件(関東一都九県議会議長会長長幹事東京都議会議長大日向茂次外十一名)(第二二号) 特別区の区長公選制復活に関する陳情書(東京都大田区議会議長坂本辰治郎)(第二三二号) 消防費にかかる地方交付税の単位費用引上げ等に関する陳情書(福島市中町五の二二福島県消防協会会長石川浅次郎)(第二四号) 同月十三日 住民基本台帳制度の法制化に関する陳情書(東京都千代田区永田町一の一七全国町村会長河津寅雄)(第一九九号) 交通事故未然防止対策に関する陳情書(神戸市	須磨区神昌寺町一の一条久吉)(第二〇〇号) 道路交通事故等による国庫税外収入金の地元還元に関する陳情書(大阪府市議会議長会長池田市議会議長南広好)(第二〇一号) 救急業務の政令基準撤廃に関する陳情書(加須市議会議長宇野祐植)(第二〇三三号) 消防団員等の公務災害補償改善に関する陳情書(兵庫県市議会議長会長姫路市議会議長井上藤雄外十九名)(第二〇四号) 交通事故防止のための危険な通学道路解消に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第二〇五号) 水道事業に対する起債わく拡大等に関する陳情書(日本水道協会会長東京都知事東龍太郎)(第二〇六号) 地方交付税の一部改正に関する陳情書(東北市長会長仙台市長島野武)(第二〇七号) 地方公営企業に対する財政援助に関する陳情書(札幌市議会議長長谷藤忠雄)(第二〇八号) 地方公営市場設置に対する助成措置に関する陳情書(東北市長会長仙台市長島野武)(第二〇九号) 地方公務員等共済組合制度改善に関する陳情書(岐阜県議会議長古田好)(第二一〇号) 町村議会の権限強化に関する陳情書(松山市一帯町四の四の二四四地区町村議会議長会長古川清美)(第二一一号) 地方事務官制度改善に関する陳情書(関東一都九県議会議長会長長幹事東京都議会議長今泉太郎外九名)(第二一二号) 戸籍手数料増額に関する陳情書(宮崎県市議会議長会長宮崎市議会議長児玉辰生)(第二二三号) 個室付浴場の全面禁止に関する陳情書(愛知県議会議長橋本繁蔵)(第二二六号) 自動車用安全ベルトの装備に関する陳情書(東京都文京区三軒町八の二日本保安用品協会長辻二郎)(第二五〇号) 昭和四十二年度の町村財政対策等に関する陳情書(東京都千代田区永田町一の一七全国町村会	長河津寅雄)(第二五六号) 同月十七日 地方自治体の超過負担解消のため事業費の補助基準単価引上げに関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八八号) 地方公共事業等事業関連補助金の早期決定等に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第三〇一号) 交通安全基本法の早期制定に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会長代表三重県議会議長長天春元太郎)(第二六二二号) 山村町村の財政強化に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会長代表三重県議会議長長天春元太郎)(第二六三三号) ゴルフ場の固定資産税適正評価等に関する陳情書(全国ゴルフ場所在都市議会議長会長宝塚市議会議長上原末太郎)(第二六四四号) 消防防災態勢の充実強化に関する陳情書(新潟市学校町一の一五二九〇新潟県消防協会副会長杉山要平)(第二六五五号) 地方公務員の給与改定に伴う財政措置等に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会長代表三重県議会議長長天春元太郎)(第二六六六号) 地方税財政確立に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八三三三号) 県民税の徴収取扱費増額に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八四四号) 特別地方債のわく廃止に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八五五号) 地方税法の改正時期に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八六六号) 新地面積等の基準財政需要額の算定に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長長谷藤雄)(第二八七七号) 同月十八日 選挙管理機構の充実強化等に関する陳情書外一件(長崎市江戸町二の一三長崎県選挙管理委員会委員長中山八郎外一名)(第三一五五号)
--	--	--	---

小選挙区制反対に関する陳情書外百四十八件
(荒尾市議会議長小川澤外千六百五十八名)(第三一六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

国政調査承認要求に関する件
閉会中審査に関する件

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇号)
警察に関する件(交通安全対策に関する問題)

岡崎委員長 これより会議を開きます。

この際、国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、衆議院規則第九十四条の規定に基づき、本会期中、当委員会の所管に属する事項につき、国政に関する調査を行ないたいと存じます。

つきましては、地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により地方自治、地方財政、選挙、警察及び消防に関する事項について国政に関する調査を行うこととし、議長に対しその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岡崎委員長 次に、小委員会設置の件についておはかりいたします。

昭和四十二年度以降の固定資産税について、免

税点、基礎控除、累進税率等の問題を根本的に検

討するため、小委員十名からなる固定資産税等に

関する小委員会、交通安全対策について調査のため、小委員十名からなる交通安全対策に関する小委員会、消防関係法令の整備及び消防施設の整備強化をはかるため、小委員十名からなる消防に関する小委員会、以上三小委員会を設置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。それでは、固定資産税等に関する小委員に

大石 八治君 奥野 誠亮君
亀山 孝一君 渡海元三郎君
中島 茂喜君 和爾俊二郎君
秋山 徳雄君 細谷 治嘉君
安井 吉典君 門司 亮君

を指名いたします。

小委員長に渡海元三郎君を指名いたします。

次に、交通安全対策に関する小委員に

大石 八治君 大西 正男君
亀山 孝一君 小山 省二君
白濱 仁吉君 和爾俊二郎君
秋山 徳雄君 阪上安太郎君
重盛 寿治君 門司 亮君

を指名いたします。

小委員長に亀山孝一君を指名いたします。

次に、消防に関する小委員に

大石 八治君 大西 正男君
奥野 誠亮君 亀山 孝一君
福田 繁芳君 和爾俊二郎君
華山 親義君 細谷 治嘉君
安井 吉典君 吉田 賢一君

を指名いたします。

小委員長に大西正男君を指名いたします。

なお、おはかりいたします。

ただいま設置されました三小委員会の小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岡崎委員長 この際、藤枝国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝国務大臣。

○藤枝国務大臣 私は、このたび自治大臣兼国家公安委員長を命ぜられました。所管行政の各般にわたり複雑多様な問題をかかえております時期にあつて、その責務の重大さを痛感いたしております。この機会に地方行政と治安行政の当面する問題について所懐の一端を申し述べ、各位の御理解と格別の御協力を賜わりたいと存ずるものであります。

近時、国政の進展とともに地方行政に対する各種の要請はとみに強まり、地方行政のあり方は、その質の面においても、また量の面においても大きな変貌を遂げつつあるのでありますが、私は、このような事態に對処して、すみやかに適切な施策を講じ、もって地方自治の伸展に万全を期してまいる所存であります。

最近における社会経済情勢の変化に伴い、行政の運営にあたつて、これを広域的に処理する体制を整備することの必要性は一そう強まつていると考へられます。政府といたしましては、このよう

な見地から広域的な地方公共団体としての府県の自治能力の充実強化を期すべく、さきの通常国会に都道府県合併特例法案を提出し、御審議をわすら

わしているところでありますが、当面、都道府県、市町村を通じての事務の共同処理方式の活用を推

進する等行政の合理的かつ効率的な運営について積極的な指導を行なつてまいりたいと存じております。

また、人口及び産業の都市集中化に伴つて生じております、いわゆる過密過疎の問題につきましては、都市における過密の弊害を除去するための再開発の施策や農山村における行政水準を確保するための方策等、早急なる対策を迫られて

いる課題でございます。私は、この際、変貌しつつある各地域社会の将来を洞察し、その特性に即応した地方自治体の形成、振興につとめてまいりたいと存じております。

なお、国と地方公共団体との間における行政事務の再配分につきましては、地方制度調査会におきましてかねてから御審議をいたしているのでござい

ますが、目下第十一回地方制度調査会におきまして事務再配分に伴い必要となる財源配分の問題について御審議をお願いしておりますので、その結論をまつてその実現につとめてまいりたいと存じております。

次に、公務員行政につきましては、ILO八十七号条約の発効とともに地方公務員法が整備され、この改正法の趣旨にのっとり、公務員秩序の確立に万全の措置を講じてまいるところであります。なお、今後、地方公共団体の近代的な労働関係を確立し、公務員能率の向上をはかるための措置について検討する必要があるものと考へております。

次に、選挙制度について申し上げます。現在、各方面から政治のあり方に対して批判されておりますが、今日このような事態を招いた原因の一つは、金のかかる選挙の実態にあると考へられるのであります。その改善をはかるため、今後とも政党の近代化、組織化と金のかからない選挙の実施及び国民の政治意識の高揚につとめる必要があると考へる次第であります。これらの諸問題を解決するため、政府は、さきに第五次選挙制度審議会を発足させ、第四次審議会に引き続き当面の諸問題を含めて選挙区制その他選挙制度の根本的改

善をはかるための方策について、目下鋭意御審議をお願いしてゐるところであります。適切な答申が出されることを期待いたしますとともに、答申がありました場合には、その趣旨を尊重してその実現に努力してまいる所存であります。

次に、地方財政について申し上げます。地方財政は、最近における経済情勢を反映して、自主財源の伸び悩みとともに人件費、公共事業費等の増高もあって楽観を許さない状況にあります。特に本年度におきましては、国家財政における国債を財源とする大幅減税と公共投資の増大等により、その運営は一段と困難な局面を迎えることとなりましたので、地方交付税率の引き上げを行なうほか、臨時地方特例交付金の交付、特別事業債の発行等臨時応急の措置がとられたことは御承知のとおりであります。しかしながら、国家財政において国債を財源とする施策が今後とも継続されるということであれば、そのような財政環境に対処するためにはいかにすべきかという問題につきまして、第十一次地方制度調査会においてかねてから御審議をお願いしておりました。このたび、当面の地方財政措置についての答申を得ましたので、この答申の趣旨を尊重しつつ国債発行下における地方財源の確保、超過負担の解消、零細補助金の整理等当面の地方財政対策に全力をあげて取り組んでまいりたいと存じております。なお、行政事務の再配分に伴つて必要となる財源再配分の問題及び社会経済情勢の変化に伴う地方行政財政の変態に対処する地方財政のあり方については、鋭意検討を重ねておりますが、今次の地方制度調査会においても引き続き審議をわすれずわしてゐるところでもあり、その結論をまつて長期的観点から安定した地方財源の充実につとめてまいりたいと存じます。

地方公営企業につきましては、改正地方公営企業法の趣旨にのっとり、企業経営の健全性を堅持するよう指導体制を整備し、公営企業の財政再建を積極的に進めていくところであります。

次に地方税制につきましては、ここ数年来、困難な地方財政のもとにおいて、あつう限りの減税を行ないながら税負担の合理化、均衡化を進めてまいりましたが、今後においても税制調査会の長期税制に関する中間報告の趣旨に沿つて地方税負担の合理化と均衡化にさらにつとめるとともに、国と地方公共団体との間の税源の再配分を通じ地方税源の充実強化をはかるよう努力してまいりたいと存じます。

さらに消防行政につきましては、火災及び火災による死傷者の増加する傾向に鑑み、消防力の充実強化を一そう積極的に進める必要を痛感するのであります。そのために、消防の常備化と広域化の施策を推進するとともに、消防財源を充実して消防施設の増強をはかつてまいりたい所存であります。特に、最近における社会経済の発展に伴い危険物災害が頻出し、また、超高層ビル、地下街等従前に見られなかつた建築物が増加しておりますので、これらの特殊災害に対処するため科学消防力の増強につとめてまいりたいと存じます。なお、最近の交通事故等の増加の状況に鑑み、全国的な救急体制の整備をはかつてまいりたいと考えております。

次に、国家公安委員長としましての所信を申し上げます。

私は、治安の確保が国政の基本であることにかんがみ、いかなる事態にも対処し得る警察体制の確立につとめてまいりたいと思ひます。当面の警察運営の方針としましては、従来に引き続き交通事故の防止、青少年非行の防止及び組織暴力の絶滅に重点を置いて諸施策を進めるとともに、近くなされる違法行為に對しは、真に厳正公平な取り締まりを行ない、選挙の公正明朗化に寄せる国民の期待にこたえるようつとめてまいる所存であります。

であります。

交通事故は、本年に入つてから増加の傾向が著しく、本年の死者数が従来の最高を記録していることは憂慮にたえません。このような状況に対処するための交通事故防止対策につきましては、特に皆さま方にも御配慮いただいていくところであります。私は、交通安全施設の整備、運転者対策の推進、大型車による交通事故防止対策の徹底、交通安全教育の普及、交通暴力の排除、被害者救済対策の確立等の施策を、特に歩行者保護の観点から強力に推進してまいる所存であります。青少年非行の問題は、わが国の将来に思ひをいたすとき特に重視する必要があると考えております。私は、積極的に健全な青少年を育成することを全国民の課題として推進するよう関係各機関と協力を密にするるとともに、この中で非行少年の早期発見、早期保護及び青少年をめぐる有害な社会環境の浄化に努力を重ねてまいる所存であります。組織暴力の取り締まりにつきましては、徹底した取り締まりを重ね、相当の成果を見てゐると存ずるのであります。さらに国民各層の協力を得て取り締まりを継続し、その根絶をはかつてまいる所存であります。

以上、所管行政の当面の諸問題について所信を申し上げたのでありますが、委員各位の格段の御協力によりましてその実をあげることができましよう、一そうの御鞭撻と御指導をお願い申し上げます。次第であります。

○岡崎委員長 昨十八日付託になりました内閣提出にかゝる昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案の両案を順次議題とし、まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。藤枝自治大臣。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
昭和四十一年度法律第六十一号の一
部を次のように改正する。

第二条第二項中「四百十四億円」を「四百六十四億五千九百万円」に改め、同条第三項中「及び第二種特例交付金」を「第二種特例交付金及び第三種特例交付金」に、「及び百七十四億円」を「百七十四億円及び五十億五千九百万円」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第三種特例交付金は、市町村に対して、第四条の二に定めるところにより交付する。この場合において、特別区の存する区域については市町村とみなし、その交付すべき額を都に対して交付する。

第四条の次に次の一条を加える。

(第三種特例交付金の算定方法等)

第四条の二 各市町村に対して交付すべき第三種特例交付金の額は、第三種特例交付金の総額を最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額とする。

2 第三種特例交付金は、昭和四十二年一月に交付する。

第五条第四項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき		九四四、〇〇〇〇円
二 土木費				

道府県									
1	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	四三一〇	1	生活保護費	町村部人口	一人につき	四四七〇〇
2	橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき	一八五〇〇	2	社会福祉費	人口	一人につき	一八六〇〇
3	河川費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四七一〇〇	3	衛生費	人口	一人につき	四三九〇〇
4	港湾費	木橋の延長	一メートルにつき	一一、二〇〇〇〇	4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき	四八七〇〇
5	その他の土木費	河川の延長	一メートルにつき	二四〇〇〇〇	5	産業経済費	失業者数	一人につき	八六、八〇〇〇
6	教育費	港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇	1	農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	四、七四七〇〇
7	小学校費	港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	四〇七〇〇	2	中学校費	農家数	一戸につき	五、九七二〇〇
8	高等学校費	その他の教育費	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇	3	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
9	小学校費	教職員数	一人につき	四五二、七〇〇〇〇	4	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
10	中学校費	学校数	一校につき	九三、〇〇〇〇〇	5	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
11	高等学校費	教職員数	一人につき	四三一、五〇〇〇〇	6	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
12	その他の教育費	生徒数	一人につき	七六〇、七〇〇〇〇	7	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
13	その他の教育費	生徒数	一人につき	六、四九〇〇〇	8	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
14	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	9	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
15	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	10	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
16	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	11	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
17	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	12	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
18	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	13	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
19	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	14	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
20	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	15	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
21	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	16	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
22	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	17	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
23	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	18	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
24	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	19	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
25	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	20	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
26	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	21	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
27	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	22	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
28	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	23	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
29	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	24	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
30	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	25	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
31	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	26	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
32	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	27	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
33	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	28	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
34	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	29	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
35	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	30	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
36	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	31	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
37	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	32	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
38	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	33	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
39	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	34	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
40	その他の教育費	生徒数	一人につき	一三七〇〇	35	その他の教育費	養護学校の幼児児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇

市町村 四 厚生労働費		市町村 三 教育費	
1 生活保護費	市部人口	1 小学校費	児童数
2 社会福祉費	人口	2 中学校費	学校数
3 保健衛生費	人口	3 高等学校費	学校数
4 清掃費	人口	4 その他の教育費	生徒数
5 労働費	失業者数		生徒数
五 産業経済費			学校数
1 農業行政費	農家数		一校につき
2 商工行政費	商工業の従業者数		一校につき
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数		一校につき
六 その他の行政費			一校につき
1 徴税費	市町村税の税額		一校につき
2 戸籍住民登録費	本籍人口		一校につき
3 その他の諸費	世帯数		一校につき
七 災害復旧費	面積		一校につき
	災害復旧費の財源に充てた地方債の元利償還金		一校につき
	千円につき		千円につき
	三五一、〇〇〇		九五〇〇
	二、〇五〇〇〇		二、〇五〇〇〇
	一四四、八〇〇〇〇		一四四、八〇〇〇〇
	七二四、〇〇〇〇〇		七二四、〇〇〇〇〇
	二、二七〇〇〇		二、二七〇〇〇
	一六〇、一〇〇〇〇		一六〇、一〇〇〇〇
	七二六、〇〇〇〇〇		七二六、〇〇〇〇〇
	七〇五、九〇〇〇〇		七〇五、九〇〇〇〇
	六、三八〇〇〇		六、三八〇〇〇
	三六二〇〇		三六二〇〇

八 特定償還費	九 辺地対策事業債償還費
公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金
千円につき	千円につき
二五〇〇〇	五七〇〇〇

第五條第五項中「百分の七十五の額」の下に「及び当該市町村に対して交付すべき第三種特別交付金の額の百分の七十五の額」を加える。

第六條第一項中「又は第二種特別交付金の額」を「第二種特別交付金の額又は第三種特別交付金の額」に改め、同条第二項中「場合又は」を「場合」に、「場合」には「を」場合又は第三種特別交付金の総額が第四條の第二項及び前項の規定によつて各市町村について算定した額の合算額をこえる場合には」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律第四條第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項に規定する財源不足額は、改正前の昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律第四條第一項の規定により算定したところによるものとする。

理 由

固定資産税の免税点の引上げ等に伴う地方団体の減収に対処するため、市町村等に対して第三種特別交付金を交付するとともに、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、基準財政需要額の算定に用いる単位費用を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一條 昭和四十二年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第一項の規定にかかわらず、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び特別区の選挙にあつては昭和四十二年四月十五日、指定都市以外の市及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）の選挙にあつては同月二十八日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について

て、選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙にあつては、昭和四十二年三月二十一日に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、昭和四十二年三月二十六日に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十二年三月三十一日に
- 四 特別区の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十二年四月五日に
- 五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月十八日に
- 六 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月二十一日に

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行なう。

2

第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行なう。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和四十二年四月十

五日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十八日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八條第二号(同法第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む)及び第八十六條第九項の規定の適用については、同法第八十七條の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する附等の禁止期間)

第五条 一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九條の五の規定を適用する場合においては、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(政令への委任)

第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手續その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができ。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の廃止)

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和三十七年法律第百六十三号)は、廃止する。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和四十二年三月、四月又は五月中旬に満了することとなる実情にかんがみ、その任期満了による選挙の期日を統一する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の要旨を御説明申し上げます。

今回、政府におきましては、人事院の勧告に基づき、本年九月一日から国家公務員の給与改定を実施することとしたしましたが、これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合における一般財源所要額を、基準財政需要額の算定を通じて付与することとしたのであります。

なお、本年度においては、景気の回復に伴い、地方税収入については、相当の増収が見込まれ、その一部が再算定に際し基準財政収入額に算入される結果、再算定後の財源不足額は、予算補正後の国税三税の総額に対応する普通交付税の額を約二十億四千万円に下回るものに見込まれますので、この際、昭和四十一年度において給与改定の実施に要する経費の財源を付与するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借り入れ金三百億円の年度別償還額のうち、最終年度分から二十億円を本年度に繰り上げて償還することとし、別途予算上の措置をいたしておる次第であります。

次に、第五十一回国会において修正が加えられた固定資産税の免税点の引き上げ等に伴う地方税の減収額は、総額五十億五千九百万円にのぼるものと見込まれますので、政府としては、この減収に対処して地方財源の補てんをはかるため、臨時地方特例交付金中に新たに第三種特例交付金を設け、これを地方団体に交付することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容の要旨につき説明申し上げます。

第一は、地方公務員の給与改定に要する経費を

基準財政需要額に算入するため、その積算に用いる単位費用の引き上げをはかることとあります。本年度分の単位費用の算定の基礎となっている給与費に、本年九月一日から国家公務員に準じて給与改定を実施した場合の所要経費を算入することとしたのであります。

第二は、本年度限りの特別措置として、市町村及び都に対し、第三種特例交付金を交付することとしたこととあります。

第三種特例交付金の総額は、五十億五千九百万円であり、すでに説明申し上げました固定資産税の免税点の引き上げ等による地方団体の減収額の総額に見合うものであります。各市町村等に対して交付すべき額については、総額を各市町村等の人口で案分して算定することとしたしております。そのほか、第三種特例交付金については、第一種特例交付金と同様に基準財政収入額の算入の対象とすることとする等関係規定に必要な改正を加えることとしたしております。

以上が、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、その提案理由と内容の概略を説明申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国大多数の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月に満了することとなるのであります。現行法によりますれば、その任期満了前三十日以内に多数の地方選挙が集中して行なわれることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これら多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なうことが適当であると考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について説明申し上げます。

ます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましましては、明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙を三月以降に行なう場合、これらの議会の議員または長について任期満了以外の選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうこととなる場合並びに明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、都道府県並びに指定都市及び特別区の選挙にあつては、年度末の都道府県議会等の会期との関係、引き続いて行なわれる市町村の選挙との関係及び明年三月の選挙人名簿の追加登録等との関係等を考慮して、これを四月十五日とし、市町村の選挙にあつては、市町村における立候補届け出の受理の事務と都道府県の選挙における投票及び開票の事務との関係を考慮して、これを四月二十八日とするともに、これらの選挙期日を告示する日につきましましては、各選挙の選挙運動期間が公職選挙法に規定する最短期間となるように、これを法定いたしましたのであります。

第三に、この法律の規定により統一期日に行なわれる各選挙は、法律上当然に同時選挙の手續によつて行なうものとして選挙管理事務の簡素化をはかるとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は関係地域において行なわれる市町村の選挙の候補者となるべきでないこととして重複立候補による弊害を除くことといたしました。

また、任期満了による選挙について、後援団体に關する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までとの期間とすることといたしました。

なお、この法律の規定の適用を受ける選挙の手

続その他その執行に關し特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができるとし、選挙の円滑な執行をはかることといたした次第であります。

以上が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡崎委員長 以上で兩案の提案理由の説明は終わりました。

○岡崎委員長 次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りまします。

質疑の通告がありますので、これを許します。大石八治君。

○大石(八)委員 二、三お尋ねをいたしたいと思ふのですが、今回の補正予算によりまします地方交付税の総額は三百二十六億圓というふうに承知しているわけでありまします。実際に地方団体に交付される交付税の額は三百六億圓、その差額二十億圓は、昭和四十一年度の給与改定財源として交付税會計で借り入れた額の繰り上げ償還をするということにされていようであります。昭和四十一年度の地方財政は、地方債の増発、交付税総額の特例等により、また昭和四十一年度は臨時特例交付金あるいは特別事業債の臨時の措置及び地方交付税率の引き上げで、とにかくよく収支のつじつまを合せている実情でありますのに、いまその繰り上げをして、ここで二十億圓とはいへ、地方財政に余裕があるものという形で、借り入れ金の繰り上げ償還に充てるということはおかしいのではないかと、どういふふうに考えられますか、この点実情から考えまして、どういふことでこういう措置をされたか、御所見を伺いたいと思ふわけでありまします。

なお、第二点は、去る五十一国会において地方税法の一部を改正する法律案の一部が修正議決を

されて、固定資産税の免税点の引き上げが行なわれたわけでありましますけれども、これによる減収を補てんする措置に關連しては次の二点についてお伺いをしたいわけですが。

まず第一点は、補てん措置を講ずる場合は、各地方団体に対する配分方法を、たばこの本数に案分するといふことを私は希望を、想定をしておつたわけでありまします。これを人口配分にしたいという点についての理由をひとつお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

次に、第二点としては、この減収は永久に実はずる明年以降は一体補てん措置をどういふふうにしようとしているのか、その点をお伺いをしたいと思ふわけでありまします。

第三点は、地方公営企業職員の給与改定の問題であります。一般の公務員について給与改定が行なわれる場合には、公営企業の職員についても均衡上同様の扱いがなされることになるのでしようか。もちろんそういふことも考えられますが、同時に、今度の地方公営企業法のたてまえでは、当該地方公営企業の経営の状況というものを考慮しようといふことが明らかにされていまして、これを考慮しようといふことが明らかにされていまして、いづれも法律上は明記されているわけですが、この点について、実際の自治省の指導方針をどういふふうにするのか、お伺いをいたしたいと思ふのであります。その場合に、改定措置がとられた場合に、財源措置といふものは一体どういふふうに見えていくのかという点、この三点をお伺いをいたしたいと思ふわけでありまします。

○藤枝岡大臣 第一の、今回の三百二十六億の交付税のうち二十億を繰り上げ償還する問題でございます。詳細の数字につきましては、あるいは局長から申し上げますが、結局現在におきまして地方財政が非常に窮乏しておる困難な事態にあることは御指摘のとおりでございます。それこそ極端なことば言えば一銭でもほしいという態度ではあります。しかし、一面考えますと、この

過去の借り入れしたものはいずれの日か返さなければならぬわけでございます。本年の給与改定その他につきましましてはこれを返しても十分かなるという見通しもつきましまして、将来の安定した地方財源につきましましては別途根本的に考える必要があるのではないかと、このような観点で、今回はこの二十億圓を返還いたすこととした次第でございます。

次に、固定資産税の補てんにつきまして、第三種特例交付金の配分方法を、たばこによらずに人口配分にいたした問題でございますが、これもまた試算につきましては、詳細はありますが、局長のほうから申し上げますが、試算をいたしました結果、たばこによるほうが実際の固定資産税の減り方に対してあまりをぐわぬ、むしろ人口配分にしたほうが現実には減る固定資産税に見合うことに近いといふようなことがございまして、特にたばこにいたしますと大都市に集中するといふようなこともございまして、人口割りにいたした次第でございます。さらに、これを将来どうするかという問題につきましましては、当然次年度以降にこれが継続されるわけでございますので、これの見返り財源につきましましては、まだそれをどういふ形でやるかということについてはなお検討させていただきます。いづれにしてもこれは財源補てんの措置は、しかもできるだけ安定した財源でやりたいといふふうに考えております。

それから公営企業職員の給与改定の問題でございますが、いま御指摘のように、もちろん他の類似の国家公務員の給与あるいは地方公務員の給与、さらには民間の給与のほかに、公営企業として、その企業の経営状態というものが給与決定の大きな条件になっておることは御指摘のとおりでございます。したがって、一般の地方公務員の給与が改定されたからといって直ちに企業職員の給与を改定すべきであるとは存じておりません。もちろん一般の地方公務員の給与が改定されたといふことは、企業職員の給与を改定する一つの要素はあると思ひますが、あくまで企業の経営

ざいます。一つは四月十五日、それから次は四月二十八日と、こう二つに分けておりますが、これら二つに分け、かつそういう日にちを予定しておけることはどう理由であるか、具体的に説明をさせていただきます。

○降矢政府委員 この四月に集中的に地方選挙が行なわれまして、その数は三月から五月までの間に任期の満了するものは三千六百ございます。そこで従来の例にならしまして四月中にこの選挙を行なうということにいたしまして、そして県並びに六次市及び特別区の議会の議員については四月十五日、その他の市町村の長及び議会の議員については四月二十八日に行なうことにいたしました。

ましては、県を一括し、また市町村を一括するという考え方に立ちまして、それぞれの選挙につきまして選挙運動の期間が御案内のとおり違っております。それが第一点でございます。それから第二点は、市町村の事務処理を両方の選挙を通じて円滑に行なうようにする必要がございます。そういうことと、もう一つは、三月一日から選挙人名簿の調製が行なわれますので、その調製の期日等も勘案いたしまして、そういう観点に立ちまして県と市の選挙を申し上げましたような両日に振り分けて四月中に行なう、こういうふうにした次第でございます。

○大西委員 次に、地方公務員等の共済組合法によりまして議員の年金取得資格が定められておるわけでございますが、来年のこの統一地方選挙が政府案によって施行されるといたしますと、たとえば現在市町村の議会の議員も、来年の統一選挙には都道府県議員として立候補しようという人も中にはあるかと思ひます。そういう際に、四月一日以降までその任期がある場合に、四月一日以降まで在任をすればその資格が得られるというふうな人もあるかと思ひます。ところが、それらの人が他の候補者とくつわを並べて同じ選挙活動のスタートに一緒に立とう、こういうことになりますと、それ以前に辞職——辞任といひます

か、して立候補しなければならぬ。またこの政府の予定どおりになりますならば、三月三十一日と、たしかになっておるのでございますので、まあそこで立候補すれば当然に資格は喪失される、こういうことになると思ひます。そうしますと、かりにこれが四月一日に投票日ということになっておれば、一日違ひでその資格が得られる人があるかも知れません。そこで政府がこういう案をつくられました都道府県議員の告示日を三月三十一日にされておることとは、これは技術的その他の問題から動かせないものかどうか、その点だけ伺ひしておきます。

○藤枝国務大臣 都道府県関係の選挙を四月十五日にいたしますし、それから一方市町村関係は二十八日にいたしますのでございます。なぜ四月二十八日にしたかといひます、実は二十九、三十が連休でございます、まあ連休というのは投票の上から非常に都合が悪いのじゃないか、したがって連休前の二十八日にするのが妥当ではないかというところをまず考えました。そうしてそれと都道府県関係の選挙との重複関係その他を避けることを考えますと、どうしても都道府県関係は十五日にしなければならぬ。それから逆算いたしますと、告示の日は三月三十一日ということになりますと、どうも四月二十九、三十等の連休を避けるということを前提にいたしますと、この御審議をいただいているようなかっこうでなければ、ちょっとやりにくいんじゃないかということをお考へしておるわけでございます。

○大西委員 じゃ次に移ります。もう二点だけ伺ひたいのですが、一つは、特別法案の第四条の「重複立候補の禁止」の問題でございますが、公職選挙法では八十七条でございますが、その原則がうたわれておるわけでございますが、それによりまして、同時に立候補いたすことを重複立候補と称して、そしてそれを禁止しておるわけでございます。ところで、この特別法案に基づいていまの選挙の日程を見ますと、県議員等の選挙は四月十五日が投票日になっておりまして、

そうしてそれが終わった後に、二日おいて十八日に六次市以外の市長あるいは市議会議員の告示がある。そして二十一日に町村議会議員あるいは町村長の選挙の告示があつて、そしてその投票日は両者ともに二十八日、こういうことになっておるわけでございます。これは全然重ならないわけでございます。したがって同時とは言えないわけでございます。そこで特別法の第四条は、公職選挙法の一般の原則を拡大しておること、ことに、まあ結論的にならうと思ひますが、そういうことでは被選挙権を侵害するといひますが、そういう問題は起らないものでしょうか、その点を伺ひます。

○降矢政府委員 特別法の四條の重複立候補の禁止は、御指摘がございました公職選挙法の八十七條の規定とはその趣旨を異にしております。八十七條は、御指摘のとおり時間的に同時に一つの選挙に立候補した者は他の選挙には立候補できないという時間的な同時立候補の禁止をやつておるのでございます。それに対して重複立候補、特別法の第四條の規定は、時間を異にして選挙における立候補の禁止でございます。この立候補の禁止の規定は、従来からもこの種特別法には盛り込んでおりましたが、その趣旨とするところは、四月中に集中的に行なわれる選挙に立候補した者が次に二十八日に行なわれる選挙にも同時に立候補できるといひますと、選挙運動の公正な確保という点からいたしましてむしろ適当じゃない、つまり二日実際はあけてありますけれども、実質的には、この精神としては、公職選挙法の八十七條の精神と同じ精神に基づきまして、この四條を特に設けて、重複立候補の禁止ということをした次第でございます。したがひまして、私たちとしては、八十七條と特別法四條は、この精神において同じものであり、やはり選挙運動の公正を期するという観点からいたしまして、ただいま御指摘のような被選挙権を特に合理的な理由なく制限したものじゃない、こういうふうに考へておる次第でございます。

○大西委員 それじゃ最後に一点だけ伺ひます。次は第五條の問題でございますが、「後援団体に關する寄附等の禁止期間」、この問題でございます。第五條によりまして、選挙の「期日前九十日」と、こういうことに相なっております。そして、知事、六次市長あるいは議員、あるいは都道府県議員、これにつきましては、選挙の期日は四月十五日、したがひまして、その九十日前といひますと、一月十五日じゃないかと思ひます。したがって一月十四日まで禁止が適用されない。こういうことになると思ひます。それから市長、市会議員、町村長、町村会議員、これは四月二十八日が選挙の期日でございますから、その九十日前は一月二十八日、したがって一月二十七日までは禁止がない、こういうことになると思ひます。したがってその点から申しまして問題はございませんが、ただ公職選挙法の百九十九條の五でございますが、その四項の三号によりまして——本来この特別法が効力を発生しなければそれが生きておるわけでございますので、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日の九十日、こういう定めになっております。つまり特別法は選挙期日前、それから公職選挙法は任期満了前、こういうことになるわけでございます。そこで、ちょうどいたしました資料を拝見しますと、三月に任期の満了をする市長選挙の立候補者もあるかと思ひます。そうしますと、かりに三月一日から三月中に任期が満了する人については、三月一日については、ことしの、昭和四十一年の十二月一日が九十日前に当たると思ひます。したがって順次そういうことで十二月一日から十二月中にそれぞれ九十日前が来る人があると思ひます。そうすると、現在もう公職選挙法ではそういう寄附を受けてはならないという人があると思ひます。ところがこの特別法が出ることによって、それらの人も今度はそのワケがはずされる可能性があるかと思ひます。そういう

うことになるのでしょうか。

○降矢政府委員 ただいま御指摘のように、特例法の第五条は、公職選挙法の百九十九条の五の後援団体に係る寄付の禁止の制限につきまして、本法におきましては、任期満了前九十日ということになっております。しかし特例法におきましては、御指摘のように、選挙の期日前九十日というふうなことにした次第でございますが、この点につきましては、この特例法は、三月から五月までの間に任期の満了する議員及び議長を一定の期日に統一いたす次第でございますので、したがって、三月に満了するものにつきましては、いま御指摘のようなことがございすけれども、また五月に満了するものにつきましては、九十日はだいたい三月の三月に近いものになるわけでございます。そういうふうな、任期の期間として二ヶ月程度の差のあるものを一定の期日に統一いたしますので、それぞれ任期から起算しましてこの九十日を適用しますと、あるものは選挙運動期間の間近までいくというような事態も生じますし、また反面、先生御指摘のような三月中のものについては十二月というような事態も生ずるわけでございます。したがって、この公職選挙法百九十九条の適用につきまして、一定の期日に任期の非常に変化するものを統一いたしますので、特に特例法におきまして、第五条という規定を設けて、同じ条件のもとに後援団体に係る寄付の禁止規定を適用される、こういう配慮をしようということでございます。従来からもこの規定は、そういう趣旨から規定されておりますので、御了承願いたいと思います。

○大西委員 そこをお願いをいたしておきたいのですが、したがって、現在まだこの法案が、現時点では通過しておりません。成立しておりますので、公職選挙法によって現実に禁止されておるものもあるわけですが、それがこの法案が通過すれば、成立すれば、それがはずされる、こういう結果になるかと思うのです。したがって、その点についての行政指導と申しますか、その点を徹底をさせていただきたい、こう思います。

○降矢政府委員 ただいまの御質問の御趣旨、十分徹底させるようにしたいと思っております。

○岡崎委員長 奥野誠亮君。

私は、地方公共団体の長や議員の任務として、年間を通ずる予算の編成を行なう、あるいはその審議に当たる、これが最大といつてもよいものではなからうか、かように考えるものであります。今回の法律案では、三月一日以後に任期の満了するものについて統一選挙が行なわれるわけでありまして、一月や二月に任期の満了するものについて、何ら適用がないわけでありまして、ところが、一月ないし二月に任期満了する人たちがかなり多いようでございまして、たしか府県知事は来年の一月ないし二月に任期満了する人たちが十府県内外あったのではなからうか、かように考えるものであります。一月ないし二月に任期満了する知事、市長の数と、それが知事なり市長なりの総数に占める割合、どれくらいになっているだろうかというところをお教え願っておきたいと思っております。同時にまた、三十七年の改正で、任期満了前に議長が辞任した場合に、それに引き続く選挙に立候補、当選しても、従前の残任期間しかつとめられなくなったわけでございますので、任期前に辞任するということがなくなつた。したがって、統一選挙が行なわれた場合には、それに加わつたものである限りにおいては、大体同じころに選挙が行なわれる、こう考えてよろしいと思つてございまして、三十年の改正の際には、一月二十五日以後に任期満了するものにつきましても、統一選挙のワクの中に加えられたわけでございます。もちろんこの長については、任期延長の措置もとられたわけでございます。そういうことを考えてまいりますと、将来、三月一日以後に任期満了するものについて統一選挙を行なうのじやなくて、一月、二月に任期満了するものについても、何らかの措置を講ずることによつて、年間を通ずる予算編成、あるいはその審議に支障のないような措置を講ずることが非常に大切な問題ではなからうか、かように考えるわけでございます。またそういたしましたも、すでに三十七年で、先ほど申し上げましたような改正が行なわれておるわけでございます。また今後ばらばらになる面がたぐさん出てくるということは起こらないのではなからうか、こう考えるわけでございます。四十二年の一月ないし二月に任期満了するものについて、いまこれを統一選挙に入れるということは、これは困難だと思ひます。しかし、四十二年一月以後に任期満了するものについては、何らかの措置が必要ではなからうか、私はこう考えるわけでございます。そこで、数の点については、事務局当局からでつこうでございまして、いま指摘いたしました問題につきましては自治大臣の所見を伺つておきたい、かように考えます。

○藤枝國務大臣 確かに御指摘のように、一月、二月等に特に知事あるいは市町村長等の選挙が行なわれますと、相当馬力をかけても、なかなか年間を通じた予算の編成等は困難であるということと、まさにそのとおりだと存じます。前にもそういうこともございまして、今後の問題といたしまして、特にいま御指摘のありましたように、任期満了以前に辞職した場合の規定等もできたこととございまして、十分御趣旨に沿つたような方向で研究してみたいと存じます。

○降矢政府委員 ただいま御質問のございました一月、二月に任期の満了するものは、知事については十でございます。それから市長につきましては、全体として団体は五百五十九であります。そのうち三十一であります。市町村につきましても、二千七百八十一団体でございますが、そのうち一月、二月の関係は二百程度でございます。

○岡崎委員長 本案について、他に質疑はありますか。——なければ、本案についての質疑は終了いたしました。

○岡崎委員長 この際、委員長の手元に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対し、奥野誠亮君外三名から修正案が提出されております。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の一項を加える。

(議員の在職に関する特例)

3 市(特別区を含む。以下同じ)町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における候補者となるため昭和四十二年三月三十一日に退職した場合(公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合には、当該議員として在職したものとみなす。

○岡崎委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。奥野誠亮君。

○奥野委員 ただいま議題となりました選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案について、提案者を代表して、その提案の理由及び内容をお知らせいたします。

御承知のとおり、従来から地方統一選挙における都道府県の議会の議員の選挙は、いずれも四月中に選挙の告示が行なわれ、同月中に執行されたのであります。したがって、市町村の議会の議員

が、都道府県の議会の議員の選挙に立候補する場合におきましては、市町村の議会の議員としての任期が四月以降まで残っている議員についてはその立候補の日、つまり四月のその当日までは市町村議会の議員として在職していたのであります。しかるに、今回の政府原案による都道府県の議会の議員の統一選挙は、投票日が四月十五日とされ、その告示日は三月三十一日とされました結果、この選挙に三月三十一日に立候補する市町村議会の議員の身分は、その残任期間が四月以降に及ぶ場合でも、同日をもって、つまり三月三十一日をもって失われることとなるのであります。その結果、四年前の統一地方選挙で選挙された市町村議会議員が今回の統一地方選挙に際し、都道府県議会議員の選挙に立候補する場合は、四年間在任するものと予想されていた期間が、三年十一カ月で打ち切られるという事態が生ずるのであります。

かくては、従来の統一地方選挙の場合に比し、議員の在職期間を基礎としてなされる処遇その他に差を生ずることとなります。ことに、年を単位として計算される権利関係についての影響が大きいと考えられます。

本修正案は、このような差異のよってきたところから、三月三十一日を告示日と定めた結果であり、しかも同日を告示日とすることは、来たるべき統一地方選挙における各種選挙の日取りその他諸般の選挙管理執行上やむを得ないものである等の事情を種々考慮した結果行なおうとするものであります。すなわち、都道府県の議会の議員の選挙に立候補するため、昭和四十二年三月三十一日に退職した市町村の議会の議員の在職期間を、本来の任期満了の日まで、また、その日が都道府県の議会の議員の選挙の期日以後にまで及ぶ場合には、当該選挙の期日の前日までそれぞれ在職するものとみなして、取り扱い上の不利が起らないように是正するものであります。

以上がこの修正案の理由及びその内容であります。何とぞ全会一致御賛同あらんことをお願いいたします。

○岡崎委員長 これより、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を討論に付します。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岡崎委員長 次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、奥野誠亮君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

【賛成者起立】

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

【報告書は附録に掲載】

○岡崎委員長 警察に関する件について調査を進めます。

交通安全対策に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許します。龜山孝一君。

○龜山委員 交通事故時代、交通戦争時代といわれて、すでにかなりの歳月がたっております。しかるに、悲惨な事故は減るどころかふえる一方であります。本年の交通事故による死者数は、すでにこれまでの最高であった一昨年の一万三千三百十八人を上回りまして、一万三千三百十九人となりました。

きのう、きょうの新聞を見ましても、朝には横断歩道の端に突っ込む殺人ダンプ、夕べには地下鉄の横腹に突っ込む電車で、歩行者や乗客は全く身の置きどころもないありさまであります。

特に去る十五日、愛知県下の横断歩道で無謀ダンプカーによりまして、三歳から五歳といういたいけな保育園児十名がなぎ倒されて死亡し、十八名の者が重軽傷を負うという大事故が起ったということは、全く痛ましいとも悲惨ともことばには尽くしがたいものがございます。おそろしくこの事故を知った者だれ一人として激しい怒りを感じない者はないでございましょう。しかもこのいまでも胸の痛む事故は、去る十二月五日、横浜市中央区において幼稚園児と学童二十数人の列の中に猛牛のようにあばれ込んで、即死三人、重軽傷六人を引き起こした事故からわずか十日を経っていないのにすぎないものであります。

そればかりではございません。これらの事故とほぼ同じようなケースの痛ましい交通事故は、去る九月二日埼玉県川越市霞ヶ関小学校前でも起こされております。横浜の事故の遺族は、愛知県下の事故をテレビ速報で知って、横浜の事故からわずか十日でまた同じような暴走事故を起こすので

は、娘の死はむだ死にであったといつて怒りに身をふるわせたといっております。また、川越市の事故の遺族である川越署の交通規制係の村田巡査部長も、霞ヶ関小学校の事故のあとには横浜事故があり、いままた愛知県下の同様の事故で、これでは社会がどうかしているのではないかと、愛児の死もむだ死にだと述べております。これらの事故について、これではまるで重軽傷による大量虐殺ではないかという声が高いのでございます。今度の愛知県下のダンプ事故の経過にかんがみて、どういうように警察当局は対処されますか、お伺いしたいと思います。

さきにもちよと申し上げましたように、交通事故の死者は史上最高の記録を示しました。しかも死亡事故が目立つのは、ダンプカーや長距離輸送用のトラック、これがずば抜けて多いのであります。全体の半分に近い四六・一％を占めております。今度の愛知県下の事故も運転手の居眠り運転が原因であります。当局ではよく、雇い主側の歩合制度がよくないとか、運転手の疲労度が問題であると言いますが、いかに歩合制度であろうと、疲弊している方が、このような無謀運転が性取りもなく続いているわけではありません。全く言語道断であります。雇用者の刑事責任を追究しない限り、このようなトラックの事故はあとを断たないでございましょう。強引、粗暴な運転を平気でやる運転手、長距離運転、その他過酷な労働条件を課して、しかも休養時間もろくに与えない雇用者、その上横浜事故の場合のように、車体の整備、点検が不十分であったということであれば、惨事が起こるのはあたりまえのことであり、早急に各般の実効ある措置を講じなければ、また同じようなケースの事故が発生すると思われ

ますが、当局は一体どのような具体的な対策を講ぜられるおつもりか、御所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木政府委員 御指摘の重大事故につきまして、まことに不幸な状態でございます。御指摘のように、最近の重大事故につきましては、ダン

は、娘の死はむだ死にであったといつて怒りに身をふるわせたといっております。また、川越市の事故の遺族である川越署の交通規制係の村田巡査部長も、霞ヶ関小学校の事故のあとには横浜事故があり、いままた愛知県下の同様の事故で、これでは社会がどうかしているのではないかと、愛児の死もむだ死にだと述べております。これらの事故について、これではまるで重軽傷による大量虐殺ではないかという声が高いのでございます。今度の愛知県下のダンプ事故の経過にかんがみて、どういうように警察当局は対処されますか、お伺いしたいと思います。

さきにもちよと申し上げましたように、交通事故の死者は史上最高の記録を示しました。しかも死亡事故が目立つのは、ダンプカーや長距離輸送用のトラック、これがずば抜けて多いのであります。全体の半分に近い四六・一％を占めております。今度の愛知県下の事故も運転手の居眠り運転が原因であります。当局ではよく、雇い主側の歩合制度がよくないとか、運転手の疲労度が問題であると言いますが、いかに歩合制度であろうと、疲弊している方が、このような無謀運転が性取りもなく続いているわけではありません。全く言語道断であります。雇用者の刑事責任を追究しない限り、このようなトラックの事故はあとを断たないでございましょう。強引、粗暴な運転を平気でやる運転手、長距離運転、その他過酷な労働条件を課して、しかも休養時間もろくに与えない雇用者、その上横浜事故の場合のように、車体の整備、点検が不十分であったということであれば、惨事が起こるのはあたりまえのことであり、早急に各般の実効ある措置を講じなければ、また同じようなケースの事故が発生すると思われ

ますが、当局は一体どのような具体的な対策を講ぜられるおつもりか、御所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木政府委員 御指摘の重大事故につきまして、まことに不幸な状態でございます。御指摘のように、最近の重大事故につきましては、ダン

は、娘の死はむだ死にであったといつて怒りに身をふるわせたといっております。また、川越市の事故の遺族である川越署の交通規制係の村田巡査部長も、霞ヶ関小学校の事故のあとには横浜事故があり、いままた愛知県下の同様の事故で、これでは社会がどうかしているのではないかと、愛児の死もむだ死にだと述べております。これらの事故について、これではまるで重軽傷による大量虐殺ではないかという声が高いのでございます。今度の愛知県下のダンプ事故の経過にかんがみて、どういうように警察当局は対処されますか、お伺いしたいと思います。

さきにもちよと申し上げましたように、交通事故の死者は史上最高の記録を示しました。しかも死亡事故が目立つのは、ダンプカーや長距離輸送用のトラック、これがずば抜けて多いのであります。全体の半分に近い四六・一％を占めております。今度の愛知県下の事故も運転手の居眠り運転が原因であります。当局ではよく、雇い主側の歩合制度がよくないとか、運転手の疲労度が問題であると言いますが、いかに歩合制度であろうと、疲弊している方が、このような無謀運転が性取りもなく続いているわけではありません。全く言語道断であります。雇用者の刑事責任を追究しない限り、このようなトラックの事故はあとを断たないでございましょう。強引、粗暴な運転を平気でやる運転手、長距離運転、その他過酷な労働条件を課して、しかも休養時間もろくに与えない雇用者、その上横浜事故の場合のように、車体の整備、点検が不十分であったということであれば、惨事が起こるのはあたりまえのことであり、早急に各般の実効ある措置を講じなければ、また同じようなケースの事故が発生すると思われ

ますが、当局は一体どのような具体的な対策を講ぜられるおつもりか、御所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木政府委員 御指摘の重大事故につきまして、まことに不幸な状態でございます。御指摘のように、最近の重大事故につきましては、ダン

は、娘の死はむだ死にであったといつて怒りに身をふるわせたといっております。また、川越市の事故の遺族である川越署の交通規制係の村田巡査部長も、霞ヶ関小学校の事故のあとには横浜事故があり、いままた愛知県下の同様の事故で、これでは社会がどうかしているのではないかと、愛児の死もむだ死にだと述べております。これらの事故について、これではまるで重軽傷による大量虐殺ではないかという声が高いのでございます。今度の愛知県下のダンプ事故の経過にかんがみて、どういうように警察当局は対処されますか、お伺いしたいと思います。

さきにもちよと申し上げましたように、交通事故の死者は史上最高の記録を示しました。しかも死亡事故が目立つのは、ダンプカーや長距離輸送用のトラック、これがずば抜けて多いのであります。全体の半分に近い四六・一％を占めております。今度の愛知県下の事故も運転手の居眠り運転が原因であります。当局ではよく、雇い主側の歩合制度がよくないとか、運転手の疲労度が問題であると言いますが、いかに歩合制度であろうと、疲弊している方が、このような無謀運転が性取りもなく続いているわけではありません。全く言語道断であります。雇用者の刑事責任を追究しない限り、このようなトラックの事故はあとを断たないでございましょう。強引、粗暴な運転を平気でやる運転手、長距離運転、その他過酷な労働条件を課して、しかも休養時間もろくに与えない雇用者、その上横浜事故の場合のように、車体の整備、点検が不十分であったということであれば、惨事が起こるのはあたりまえのことであり、早急に各般の実効ある措置を講じなければ、また同じようなケースの事故が発生すると思われ

ますが、当局は一体どのような具体的な対策を講ぜられるおつもりか、御所見をお伺いしたいと思います。

プカーによるものが非常に多いでございますので、愛知県の事故の直後、とりあえずの措置をいたしまして、ダンブカーについてだけ従来の原因によりまして、この整備不良車の多いということに着目いたしまして、整備不良車の取り締まり、それから過労によりましての過労運転ということに着目いたしましての過労運転、この二点を重点にいたしまして全国的に一斉検問を実施いたしまして、このような事態が再び起こらないような事前の予防取り締まりという意味で、警察庁といたしまして全国に指令したわけでございますが、これは当面の措置でございます、今後警察庁といたしまして交通警察の施策並びに運用の重点につきまして、一応来年度の重点ということで三つの柱を立てた次第でございます。

一つは歩行者の保護の徹底をはかるための対策、二番目はいわゆる交通暴力の排除の徹底をはかるための対策、三番目は雇用者等の安全運転に関する責任体制の確立をはかるための対策、以上の三つを三本の柱といたしまして、施策の面、交通警察の取り締まりの規制を含めまして運用の面につきましても、この三つの柱に集約的に、重点的にやってみようという方針を確立いたした次第でございます。

第一の歩行者の保護の問題につきましては、従来ともこの問題は取り上げられておりましたが、今回はこの歩行者の保護の徹底をはかるという意味におきまして安全施設の面、規制の面、安全教育の面、取り締まりの面、運転者対策の面、あらゆる面から歩行者保護ということに集中いたしまして、さらに歩行者保護を徹底したいという考え方でございます。

二番目の交通暴力の排除の徹底、このことにつきましては従来からそのような方針で進んでまいりましたが、最近の情勢にかんがみまして、ダンブカー、いわゆる白トラ等の大型貨物自動車、スポーツカー、マフラーを切った二輪車等、こういう車種に無謀運転をしがちな傾向がきわめて強いということにかんがみまして、これらの車種につ

きまして重点的に施策を講じ、運用の強化をはかりたいという考え方でございます。その場合に、現在検討しております大型自動車の運転資格を引き上げる問題、それから悪質な交通違反をして重大な交通事故を起こした運転者に対するところの運転免許の効力の仮停止の制度を創設したい。御承知のように、愛知県の事件が起きましたも、公安委員会が職権を開いて取り消すまでは運転できていた状態にあるということはきわめて不合理でございます、あのような重大事故を起こした場合に即時運転免許の効力の停止ができるような仮停止の制度を設けたいということで、法律的に措置する準備を進めておるのでございます。そのほかいろいろ精神障害者等に関する措置をいたしまして、その一環として運転免許の申請に医師の診断書を添付する問題、それから先ほど列挙いたしました重点対象の車種につきましても違反につきましては、その危険性の大きなにかんがみまして、行政処分をさらに強化する。それから取り締まりの問題につきましても、いわゆる覆面バトカーを増強いたしまして、取り締まりの徹底をはかりたいというようなことを考えておる次第でございます。そういうことで、いわゆる交通暴力、特にダンブカー等のきわめて重大事故を起こす車種につきましても、各般の面から強化してまいりたいというふうに考えております。

それから三番目の雇用者等の安全運転に関する責任体制の確立につきましても、従来からも道交法に雇用運転者等に対する責任を追及する法規がございますが、この場合に、いわゆる立証の問題でなかなか困難な面がございましたが、この困難を克服して、さらに雇用者の責任追及をはかってまいりたいということを考えております。そのほか、法制的に従来自家用自動車を相当数保有する雇用者につきましても安全運転管理者という制度がございます、これは保有台数十台以上の場合に設けなければならぬという規定になっておりますが、さらに五台まで拡大したいということを考えております。これも法律的に措置をし

なければならぬ問題であります。それから大型の貨物自動車の運行状況を運行記録計、いわゆるタコグラフによって記録する義務を雇用者等に課してまいりたいということで、これも法の改正の準備を進めております。それから雇用者に対しては、雇用運転者の性格適性検査の受検及びその検査結果に基づく管理措置の徹底をはかってまいりたいということで、全国的に適性検査所というものを設けて、現在雇用者の要望に応じてこういう措置を講じておりますが、これをさらに徹底的にそういう指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それからなおトラック等におきます積載制限違反が多いのでございますが、積載制限違反の積載等につきましても雇用者の下命行為あるいは容認行為等を直接禁止する規定を新設したいということで、そのことによつて雇用者等に対する取り締まりの徹底をはかりたいということで、これも法律の改正の準備をしておる次第でございます。

以上のように、長期的には三つの柱によりまして御指摘のような悲惨な事故の絶滅をはかるための施策、運用をやつてまいりたいということで、先般も公安委員会の御承認を得まして、そういう方向で進んでまいりたいと存じておる次第でございます。

○亀山委員 たいへんよくわかりました。もうこの事態になると、ことはではありません。有言は必要です。それよりも実行してください。ぜひお願いします。

○岡崎委員長 この際、交通安全対策に関する小委員長から、小委員会の経過について報告いたしたいとの申し出がございまして、これを許します。交通安全対策小委員長亀山孝一君。

○亀山委員 委員長にひとつお願いしたいのであります。実はこういうような国会の状況でもありますが、先国会でございました交通安全対策小委員会の経過を御報告申し上げたいと思うのです。何ら結

論は得ておりません。ただ熱心にやりました審議の経過を御報告申し上げたいのですが、これは資料を出しておきますから、会議録に掲載していただければいいわけです。お取り計らい願いたいと思います。

○岡崎委員長 ただいま亀山君の御希望がございましたように、亀山君の報告書を本日の会議録に掲載することに委員会として認めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○岡崎委員長 次に、消防に関する小委員長から、小委員会の経過について報告いたしたいと申し出がございまして、これを許します。消防に関する小委員長大西正男君。

○大西委員 お許しを得まして、さきの国会において設置いたしました消防に関する小委員会の現在までの審査の経過を御報告申し上げます。

最近における社会環境の複雑化に伴ひまして、火災をはじめとする各種災害は、その様相も複雑かつ大規模化し、また死傷者の続出する傾向にあります。これはまことに遺憾にたえないところであります。

昭和四十年の火災の実態を見ますと、出火件数五万四千余件、損害額五百十二億円、死者九百六十五人に及んでおります。特に出火件数及び死傷者においては戦後最高となつており、毎日四百十八件の火災によつて一億四千万円の財産が失われていることとなります。このように尊い人命の損傷とばく大な財産の損失は、まことに惜しみてあまりあるものがあるものであります。

これに対して、消防の現状はどうかと申しますと、消防庁の示す消防力の基準に照らしてもその実現にほど遠く、古典的消防の域を出ないものすら見受けられるのであります。

このような実情にかんがみまして、消防関係法令の整備及び消防施設の整備強化をはかることを目的として、第五十二回国会開会中、十月十八日、小委員十名からなる小委員会が設置されたのでありますが、本国会においてもさらに審査を続行するため、本十二月十九日、本委員会において再び本委員会が設置されたのであります。

現在までの論議のおもなものを申しますと、次のとおりであります。

一、LPG等の火災が多発している現状にかんがみ、これに対処することがきわめて緊要である。そのためには各省庁の責任分野を明確にするとともに、現行消防法を実情に即するように改定すべきではないか。

二、常備消防の政令指定の範囲を拡大すべきではないか。政令指定要件において、あまり人口要件に固執することなく、現地の特殊事情を勘案すべきではないか。

三、人口の都市集中に伴う消防団員の減少の傾向に対処する意味からも、市町村の行政区画を越えた広域の消防組織を考へるべきであると思ふが、広域消防体制のあり方について、根本的に検討すべきではないか。

四、交通戦争の実態や高速道路の整備等から、広域的な救急体制の確立が緊要ではないか。

五、高層または無窓建物あるいは地下街等、防火対象物の量的増大と質的变化に対処するため、建築許可に際し消防としての規制をさらに強化すべきではないか。また港湾における火災は、消防と海上保安庁のどちらが責任を持ってやるべきか。

六、人命救助の見地から、ビルディング、旅館、病院等における避難設備の基準を強化するとともに、設備の総点検や避難訓練を行政指導によって徹底すべきではないか。

七、消防財源の拡充をはかるため、消防施設税の実現をはかるべきではないか。

以上が、従来まで行なわれましたおもな論点であります。

本小委員会といたしましては慎重に審査を行なうとともに、消防関係法令の詳細なる検討及び消防施設の整備状況の分析を引き続いて行なうことといたしておいたのであります。当、昭和四十二年予算において、防火体制の整備強化と消防力の充実を基本とした施策を推進することが緊要であり、少なくとも次の措置を早急に講ずる必要があるという意見が圧倒的でありました。

一、消防の常備化促進と消防団員の確保

(一) 消防本部、署、必置市町村の政令指定の範囲を拡大するとともに、一部事務組合等の共同処理方式の活用による常備消防体制の整備をはかること。

(二) 賞与、つ金、報償金等の増額をはかり、消防団員の処遇をさらに改善すること。

二、消防施設の整備強化

(一) 現行消防施設整備計画を改定し、市町村一般消防力を緊急に整備すること。

(二) 化学車、はしご車、消防艇等、科学消防力の増強をはかること。

(三) 離島における消防施設を計画的に整備強化すること。

(四) 石油化学コンビナート地区所在の府県に化学消火剤を備蓄すること。

(五) 国、都道府県間の消防災害無線網の拡充をはかること。

(六) 文化財に対する消防施設を整備強化すること。

三、救急業務の拡充強化

(一) 救急業務実施市町村の指定基準を引き下げること。

(二) 高速自動車道路上の救急体制の確立をはかること。

(三) 中央における救急体制を確立するため消防の組織強化をはかること。

(四) 避難設備については、質量ともにその基準の強化をはかることと、施設整備に伴う資金のあつせん等を考慮すること。

四、消防吏員待機宿舎の建設

消防吏員の待機宿舎を設置し、消防の緊急出勤体制を確立すること。

五、消防財政の拡充

(一) 消防施設税の創設など、市町村の自主財源を強化すること。

(二) 国庫補助金の総額を大幅に増額するとともに、補助率の引き上げ及び補助対象事業の拡大をはかること。

(三) 政府資金による消防施設を指定するとともに、損保債の金利の引き下げ及び償還年限の延長をはかること。

六、消防研究所の整備拡充

消防研究所の機構を拡充するとともに、各種実験施設を整備すること。

以上、御報告申し上げます。

○岡崎委員長 閉会中審査申し出の件についておはかりいたします。

内閣提出にかかる都道府県合併特例法案、川村継義君外八名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案、同じく地方公務員等共済組合法の案及び阪上安太郎君外八名提出にかかる地方自治法の一部を改正する法律案並びに地方自治に関する件、地方財政に関する件、選挙に関する件、警察に関する件、消防に関する件、以上各件につきまして、閉会中もなお審査を行なうことができまじう、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、委員派遣承認申請についておはかりいたします。

閉会中審査にあたり、現地調査の必要がありました場合には、委員長において適宜委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣期間、派遣委員の選定等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

〔参照〕

交通安全対策に関する小委員会経過報告

交通安全対策に関する小委員会の調査の経過につきまして御報告申し上げます。

今日、交通事故の激増よりは、全く目をおおわしめるものがございます。

去る十二月五日の横浜市市中区間門において幼稚園児と学童二十数人の列の中に猛牛のように暴れこんで即死三人、重傷六人をひき起したダンブカーの事故の記憶もまだ生々しいうちに、本月十五日には、愛知県下猿投町の横断歩道において、またも無暴ダンブカーにより、保育園児十名がなぎ倒されて死亡するという筆舌につくしがたい痛ましい事故が発生しております。

父を失った子供、子供を失った母、あるいは夫を失った妻といった人々はおもろいこと、ほとんど国民のすべてから交通安全対策を何とか完ぺきなたちで進めてほしいという悲痛な願いがあらゆる機会を通じて述べられております。

本小委員会は、このような国民各位の悲痛な声にこたえて現下の悲惨な交通事故の防止対策を確立するため、去る第五十二回国会の閉会中に小委員十名をもつて設置され、爾来、今日に至るまで、五回にわたって小委員会を開き、その間、総

理府、警察庁、運輸省、建設省、通商産業省、その他各省庁の關係当局者を招き、資料の提出はもちろん、交通安全上の問題点、交通事故防止の徹底をはかるための緊急対策、および当面の重点施策等についてそれぞれ詳細な説明を聴取するとともに、委員各位から熱心な質疑が行なわれ、慎重に調査を進めて参りました。

以下、論議の行なわれた主な点について申し上げます。

まず、道路交通行政機構の一元化ないし整備の点につきましては、道路交通行政はバラバラだが、一体現状でよいのか、日本の道路、いまの自動車台数と交通産業の発展、さらに交通事故の現状等からみれば、交通行政全体を統轄する交通省が新設されてしかるべきものと考えるがどうか、との質疑が行なわれました。

次に、交通安全対策のあり方の点につきましては、

1 戦後最高といわれる最近の交通事故に対する政府の緊急防止対策いかん。

2 交通安全施策について、総合的な長期見通しをたて、これに基づいて計画的に実施してゆくべきではないか。

3 四十二年以降交通安全施策を本格的に取上げる意向が果してあるのか。

4 交通行政と道路行政あるいは運輸行政のそれぞれの問題点はどういうに交又しているのか。

5 道路の状況および輸送機関の状況をもふくめ、現在の交通事故の現状はどうなっているのか。

6 運転者は粗製乱造、車は無制限に生産、歩行者はその優先権を極度に利用する現状でよいと考えるか。

7 自動車の増加率が道路面積に対して非常に高いが、緊急措置として自動車の交通量を規制することが必要ではないか。

8 市町村の固有事務として「交通安全の保持」があるとするれば、交通安全の問題を公安委員会

や警察にのみまかせず、市町村も固有の事務らしく大いにとり上げるとともに、国としては、その財源措置をはつきりと講ずるべきであつて、府県や市町村が道路の維持、改善費や交通安全施設に要する経費に困らぬよう、十分に補助金を出すべきではないか。

9 交通相談所の設置については、特別交付税でみることでできるよう早急に検討してほしい。

10 自動車関係の税金は、諸外国に比較し、十倍から十五倍と割高であり、交通違反の罰金も四十年度は約二百億円といわれている。

しかるに、交通安全施設に投ぜられる経費は甚だ不十分である。そこで、国は、罰金相当額を何らかの方法で還元するなり、または罰金を地方自治体に還元できるように法的措置を講ずるべきではないか。

11 道路の幅より橋の幅の狭いのが日本では一般的だが、これは是非とも早急に改めるべきだ、等の質疑が行なわれました。

次に、交通取締りの強化の点につきましては、

1 交通警察官の増員に関連して、機動隊を交通関係に使うことはできないか。

2 よつばらい、無免許、ひき逃げ等は悪質な故意犯であるにもかかわらず、殺人罪として処理されていない。人をひき殺した場合、免許証を永久的に取り消すべきではないか。

3 道路の不正使用はもつとくびしく取締るべきではないか、等の質疑が行なわれました。

次に、交通安全施設等の整備の点につきましては、

1 信号機は、歩行者に対するもの、車に対するもの、それぞれ合理的、能率的に機能するように考慮されるべきではないか。

また、

2 道路整備五カ年計画の中に、横断地下道の設置を十分に織り込むべきではないか、との質疑が行なわれております。

次に、運転免許取得制度の改善の点につきましては、

1 大型トラック、ダンプ・カー等の免許資格をふくめ、運転免許の資格、年令等の再検討を行うとともに、免許の仮停止等も考慮すべきではないか。

2 運転免許証を粗暴な者にも交付しているが、道路交通法を改正し、運転者の免許基準をさらにきびしくすべきではないか。

3 自動車教習所のレベルが均一化するよう、その指導強化をはかるべきではないか、等の質疑が行なわれました。

次に、運転管理体制の強化の点につきましては、

1 運転者自体に対する恒久的な安全教育の体制が十分にとられていないが、これはどの所管になるのか。

2 運転手の養成、運転手に対する各種の教育、あるいは営業上からくる運転手の心理に及ぼす影響というような人為的に起ってくる交通事故に対してどのような防止措置がとられているか。

3 交通事故に関し、運転手にはそれぞれ個人的な癖があるが、このような運転手個人の習性を是正してゆく方法は考えられないか。

次に、車両構造の改善の点につきましては、

1 大型トラック、ダンプカー等、運転台の高過ぎる車については自動車の構造を改善すべきではないか。

2 交通事故防止の見地からする自動車の構造上の安全対策についてはみるべきものがない。十分な研究が必要ではないか。

3 自動車の速度の違反を外部から発見できる速度監視装置を全車両につけさせるよう法的に規制すべきではないか、等の質疑が行なわれました。

次に、交通安全教育の点につきましては、

1 交通道徳の涵養については、今後どのように指導していくつもりか。

2 交通安全のための基本的な教育を子供の時から教えるべきではないか。

3 幼少時から交通規制になれさせるよう、交通児童公園を各所に設置すべきではないか、等の質疑が行なわれております。

次に、救急医療対策の点につきましては、

1 救急病院の増設が急務である、このための十分な財源措置を考慮すべきではないか。

2 大都市周辺地域における交通事故の激増に対し救急病院を随所に設けるべきではないか。

3 また、救急医療センターを作った場合の救急搬送および収容の体系化についても十分に考慮すべきではないか。

4 救急病院の未収金問題について、どのような解決策を考えているか。

5 救急業務は消防から警察に移管した方が実情に合致しているのではないか、等の質疑が行なわれました。

次に、交通裁判機構の整備強化の点につきましては、

交通裁判の機能の整備ははかられているのか、との質疑が行なわれ、また、被害者対策につきましては、交通事故相談所のあり方を検討することが必要ではないかとの質疑が行なわれました。

その他、委員各位から多くの傾聴すべき御意見が出されておりますが、そのうち若干のものを申し上げてみますと、

1 道路構造の欠陥によって必然的に起ったと考えられる事故に対する道路管理者の責任はどうなっているのか。

2 道路管理者と信号機の関係からみて、イギリスあたりのように、道路の施設と管理は厳格に区別し、管理の責任体制を明確にすべきではないか。

3 無免許運転の防止対策として免許証を外から見えるように車のフロントガラスに掲示させるべきではないか。

4 タクシーにおける三六〇杆の走行制限は、運転手に対するノルマや交通渋滞の現状からみて長過ぎるのではないか。また、これに関連し、歩合制と本給制について検討したことがあるの

か。

5 流しタクシーでなく、路上駐車場を設置すべきではないか、等の質疑が行なわれました。

なお、民主社会党の門司亮小委員より、以下に述べますような、道路交通の安全確保対策が本小委員会に示されました。

その骨子を申し上げますと、

一、行政機構の改革

内閣に交通安全関係協議会を設置し、交通安全、事故防止の基本計画を樹立する。また交通省を新設し、交通行政を一元化する。

二、交通安全教育の徹底

幼稚園、小学校の正課として社会教育の中に「交通規律」の科目を設ける。また中学校以上に運転技術の基礎教育の科目を設ける。

三、道路構造の改善

自動車税を目的税とし、ガードレール、信号機、横断橋など歩行者擁護の施設の整備にあて

る。

四、車体構造の改善

制限速度を越せば警報が鳴る警報機つきタコメーターを全自動車につけさせる。また、自動車の整備に万全を期するため「自動車整備公団」を設ける。

五、人為的事故防止の確立

自動車の免許基準は、全国的にその一元化をはかり、免許にさいしては、医師の証明する運転適正診断書を提示することとし、不適格者には免許証を交付しない。とくに精神病にかんしては医師から公安委員会に通告する制度を実施する。

六、損害賠償支払準備金制度の創設

自動車損害賠償補償法(最高百五十万円)の最高額を越え、その残余の賠償責任を雇用者が負う場合にそなえて、そのための損害賠償準備金制度を創設し、一定額を積み立てる。

準備金は損金算入とする。

七、交通裁判機能の整備強化

事務処理を簡素化し、交通専門裁判官の育成

強化につとめる。

というものであります。

以上をもちまして、小委員会の経過の御報告を終ります。